

健生食輸発0405第2号
令和6年4月5日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和6年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(タイ産アカシアのトリアゾホス並びにインド産おぐらのクロルピリホス及びテブコナゾール)

標記については、令和6年3月28日付け健生食輸発0328第2号(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、タイ産アカシアのモニタリング検査において、残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、タイ産アカシアのトリアゾホスに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げるとともに、当該違反を生じた製造者、製造所、輸出者又は包装者の当該食品に対する輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加する。

また、インド産おぐらのクロルピリホス及びテブコナゾールについて、検査命令の対象としたことから、モニタリング通知の別表第2及び別表第3から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
令和6年4月5日	タイ	アカシア及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	トリアゾホス	THAI-BIMSTEC INTERNATIONAL CO.,LTD